

令和 3 年度

第 8 回 第一農地部会定例会議事録

令和 3 年 1 1 月 3 0 日 (火)

上越市市民プラザ 2 階 第三会議室

令和3年度第8回第一農地部会定例会議事録

日 時 令和3年11月30日(火) 午後3時

場 所 上越市市民プラザ 2階 第三会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

3番 佐藤 清繁	6番 古川 政繁	7番 篠宮 英樹
8番 竹内 浩行	11番 金子 昭榮	12番 上原 孝
13番 五十嵐 彰	14番 清水 強	16番 折笠 正勝
23番 久保埜 徳雄		

(2) 農地利用最適化推進委員

森橋 孝一	加藤 俊彦	高島 信雄	倉石 洋一
高島 真一	藤井 敏行	笠原 行夫	中嶋 栄司
平野 宏一	齊藤 啓治	小林 政秋	白滝 光彦
清水 増彦	小林 正義	綿貫 一成	高宮 文男
松本 香			

2 欠席委員

(1) 農業委員

吉村 清正 牧繪 雄一郎

(2) 農地利用最適化推進委員

なし

3 職務のため出席した事務局職員

事務局	局長	坂井 晃
	次長	松縄 浩一
	係長	橋立 理
中郷区駐在室	主任	野坂 公子
板倉区駐在室	副主任	上原 敏明
清里区駐在室	副主任	近藤 宏一
名立区駐在室	主任	高橋 理彦

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

6番 古川 政繁 14番 清水 強

(2) 議事

審議内容

(合併前の上越市)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の取消について
- 議案第2号 農地法第3条許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第4号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第5号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について

(中郷区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について
- 議案第3号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について

(板倉区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について

(清里区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について
- 議案第3号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について

(名立区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について

5 会 議

	<p>上越市農業委員会会議規則第 5 条の規定により竹内部会長が議長となり、議事進行を行う。</p> <p><資格審査></p> <p>はじめに本日の出席状況ですが、第一農地部会委員数 12 人、出席 10 人、欠席 2 人で出席が過半数なので、上越市農業委員会会議規則第 7 条の規定により農地部会は成立します。</p> <p>農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第一農地部会推進委員数 17 人、出席 17 人、欠席なしです。</p>
議長	<p><議事録署名委員の指名></p> <p>次に、議事録署名委員ですが会議規則第 14 条の規定により、私から指名します。議席番号 6 番古川政繁委員、議席番号 14 番清水強委員の両名を指名します。</p> <p>次の「上越市農業委員会憲章」の唱和ですが、今回も引き続き、議事録署名委員が憲章を読み上げますので、他の皆さんは黙読をお願いします。</p> <p>それでは、議事録署名委員の読み上げをお願いします。</p> <p>(上越市農業委員会憲章の読み上げ)</p>
議長	<p>それでは、議案の審議に入ります。推進委員の皆さんには議決権はありませんが、意見、質問をすることができますので、積極的に意見等を述べていただきたいと思います。</p> <p>合併前上越市からです。</p>
議長	<p><報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」></p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 119 番から 159 番までの 41 件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 119 番から 159 番までの 41 件の届出書を受理したので報告します。</p> <p>受理した 41 件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、「中間管理機構へ貸付」7 件、「他者へ貸付予定」17 件、圃場整備事業による「不換地」3 件、市の道路計画による「道路」2 件、「他者へ貸付」7 件、「休耕」1 件、「他者へ貸付、1 部地主耕作」1 件、「他者へ貸付、1 部休耕」1 件、「他者へ売却」2 件です。</p> <p>関連議案は備考欄に記載のとおりです。</p> <p>以上です。</p>

議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
高島委員	返還後の利用計画が「不換地」とは、どのような内容ですか。
(事務局) 橋立	不換地とは、従前の土地があるにもかかわらず換地を定めないので、金銭による清算が行われることです。
議長	他に質問等がないようなので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、41件を承認します。
	<報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」>
議長	報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号8番から11番までの4件を報告します。事務局の説明を求めます。
(事務局) 橋立	7頁、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号8番から11番までの4件の届出書を受理したので報告します。 転用目的は、「敷地拡張」2件、「宅地造成」1件、「一般個人住宅」1件の計4件です。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
議長	特に質問等がないようなので、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」、4件を承認します。
	<報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」>
議長	報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号110番から121番までの12件を報告します。事務局の説明を求めます。
(事務局) 橋立	8頁、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号110番から121番までの12件の届出書を受理したので報告します。 転用目的は、「一般個人住宅」6件、「集合住宅」2件、「敷地拡張」2件、「境内地」1件、「宅地造成」1件の計12件です。 全体の転用面積が1,000㎡を超える案件は、10頁に位置図を添付したので、併せてご覧ください。

	<p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないようなので、報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」、12 件を承認します。</p>
議長	<p><議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の取消について」> 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の取消について」、番号 2 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>11 頁、議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の取消について」、番号 2 番の 1 件を説明します。</p> <p>この案件は、大字横曾根地内の農地の所有権移転について、先月の農地部会で上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することが決定された案件です。</p> <p>当該案件中、抵当権が設定されていた 1 筆について、当初、11 月 10 日の公告までに、抵当権の抹消を完了できる見込みでしたが、戦前の昭和 6 年に設定されたこと、また、抵当権者が既に存在しない銀行であり、権利を継承した銀行との手続きに時間を要しているため、抵当権が設定されている 1 筆について取り消すものであります。</p> <p>なお、抵当権が抹消されしだい、改めて、所有権移転の案件を上程する予定です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないようなので、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の取消について」、原案のとおり決定することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p>
議長	<p>議案第 1 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画取消しを市長に要請することに決定します。</p>
議長	<p><議案第 2 号「農地法第 3 条許可申請について」> 議案第 2 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 17 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>

(事務局) 橋立	<p>12 頁、議案第 2 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 17 番の 1 件を説明します。</p> <p>譲渡人の離農に伴う財産処分において、耕作人に打診するも断られたため、了解を得られた申請農地の近くで農業を営んでいる譲受人に無償で贈与するものです。</p> <p>別紙「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業等常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
高島委員	<p>贈与税は課税されるのでしょうか。</p>
(事務局) 橋立	<p>課税されます。</p>
議長	<p>他に質問等がないようなので、採決に入ります。</p> <p>議案第 2 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ございませんか。</p>
	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p>
議長	<p>議案第 2 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p><議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」></p> <p>議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、番号 25 番から 27 番までの 3 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>13 頁、議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、番号 25 番から 27 番までの 3 件です。</p> <p>番号 25 番は、大字北方の農地を取得し、「重機置場」に転用するものであります。14 頁に位置図、15 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>申請者は、建設業を営んでおりますが、業務拡大により建設機械の台数が増え、現在の重機置場では面積が不足するため申請農地を取得し、重機置場として利用するものです。</p>

申請農地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため第1種農地となりますが、重機置場は、市街地に設置すると騒音や交通の支障となるなど、「市街地に設置することが不適当なもの」に該当し、許可は可能となります。

工期は許可日から令和4年4月20日までです。

土地利用計画は、6台分の重機置場で、所要面積は、申請面積682㎡及び隣接する宅地141㎡で合計823㎡となり、妥当と判断しました。また、宅地部分にある既存の車庫は、従業員の車庫として利用する予定です。

都市計画法第29条の開発許可申請が不要な案件です。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものとして判断しました。

番号26番は、大字下名柄地内の農地を「資材置場」に転用するものであります。16頁に位置図、17頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。

申請者は、聖籠町で造園業を営んでおりますが、事業拡大に伴い、申請農地を資材置場として利用するものです。

また、隣接している宅地にある既存の空き家は、改築して「休憩所」として利用する予定です。

申請農地は、周囲を住宅等に囲まれた広がりのない農地であるため、農地区分は第2種に該当し、転用可能であります。

工期は許可日から令和4年5月1日までです。

土地利用計画は、造園業に係る資材置場で、所要面積は申請面積620㎡、宅地1,923.66㎡合計2,543.66㎡となり、造園業であること、また、17頁の土地利用計画図でもわかるとおり、申請農地を取得することにより、県道への出入りが容易になること、不整形な土地が解消されることから妥当と判断しました。

都市計画法第29条の開発許可申請が不要な案件です。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものとして判断しました。

番号27番は、大字寺地内の農地を「資材置場」に転用するものであります。18頁に位置図、19頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。

申請者は、大字藤野新田で建設業を営んでいる工務店の代表であります。事業所は、住宅に囲まれた市街化区域に存在し、資材を置くスペースがないことから自己所有の資材がなく、現場ごとに資材をリースして対応していました。

経費が多くかかっている状況を改善するため、自己所有の資材を確保するとともに申請農地を取得し、資材置場として利用するものです。

申請農地は、周囲を住宅等に囲まれた広がりのない農地であるため、農地区分は第2種に該当し、転用可能であります。

工期は許可日から令和4年5月1日までです。

土地利用計画は、型枠や足場、木材などの資材置場で、所要面積は申請面積775㎡となり、妥当と判断しました。

	<p>都市計画法第 29 条の開発許可申請が不要な案件です。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
白滝委員	<p>番号 26 番について、隣接する宅地にある「空き家」が「営業所」として利用されることはないのでしょうか。</p>
(事務局) 橋立	<p>都市計画法上、「休憩所」など生活するための利用であれば認められますが、有線電話の設置や看板の掲示など「営業所」としての利用は認められません。</p> <p>日常の農地パトロールの際、仮にこのような状況が認められた場合は、事務局に連絡いただきたい。</p>
議長	<p>他に質問等がないようなので、採決に入ります。</p> <p>議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p><議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定 38 件、利用権移転 12 件、所有権移転 5 件を上程します。</p> <p>はじめに、所有権移転、番号 508 番から 512 番までの 5 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>20 頁、議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転、番号 508 番から 512 番までの 5 件を説明します。</p> <p>所有権を移転する土地は、5 件、田 9 筆 21,389 m²、畑 1 筆 344 m²です。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>

議長	<p>続きまして、利用権設定、番号 458 番から 495 番までの 38 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>22 頁から 28 頁まで、利用権設定、番号 458 番から 495 番までの 38 件を説明します。</p> <p>利用権を設定する土地は、3 年以内 2 件、3 年超 6 年以内 12 件、6 年超 10 年以内 14 件、10 年超 10 件、合計 38 件、田 129 筆 134,589 m²です。</p> <p>22 頁の番号 459 番、26 頁の 480 番及び 481 番は、転作農地で収益性が低いことから安価な設定又は使用貸借となっています。</p> <p>また、23 頁の番号 460 番及び 461 番は、管理してもらっただけでもありがたいという貸人の意向で使用貸借となっています。</p> <p>27 頁の番号 489 番及び 491 番の使用貸借は、「地域集積協力金」の要件を満たすため、中間管理機構を通じて土地所有者自らが耕作するものです。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>続きまして、利用権移転、番号 496 番から 507 番までの 12 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>29 頁から 30 頁まで、利用権移転、番号 496 番から 507 番までの 12 件を説明します。</p> <p>利用権を移転する土地は、12 件、田 69 筆 82,616 m²です。</p> <p>番号 496 番から 503 番は、息子に利用権を移転し、農業経営を移譲するものです。</p> <p>また、番号 504 番から 507 番は、旧借手にとって耕作不便な農地を申請農地の周辺を耕作している新借手に利用権を移転することに伴い、農地の集積化を図るものです。</p> <p>今後、当該農地の代替地として新借手から旧借手へ他の農地の利用権の移転が案件として申請される予定です。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないようなので、採決に入ります。</p>

	<p>議案第4号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第4号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
議長	<p><議案第5号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」></p> <p>議案第5号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、番号1番から236番までの236件を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>31頁、議案第5号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、説明いたします。</p> <p>「非農地判断」とは、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地について、農地法に規定される農地ではない旨の判断を行うことにより、「守るべき農地」を明確にし、農地利用の最適化を図るものです。</p> <p>昨年、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんが利用状況調査を行った結果、明らかに山林化しており、周囲の状況から農地としての復元が困難な農地として、「森林の様相を呈している」と判断され、かつ、「農地台帳の利用状況が「山林原野」又は「原野」である31頁から41頁まで、番号1番から236番までの236件の48,306.83㎡を非農地として判断し、農地台帳から削除するものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないようなので、採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第5号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、原案のとおり農地に該当しないものと決定することに異議ございませんか</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第5号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、原案のとおり農地に該当しないものと決定します。</p>

議長	次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。
議長	<p><報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」></p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号7107番の1件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(中郷区) 野坂	<p>1頁、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号7107番の1件の届出書を受理したので報告します。</p> <p>受理した1件は、合意による解約であり、返還後の利用計画については、「他者に貸付予定」です。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
議長	特に質問等がないようなので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、1件を承認します。
議長	<p><議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定12件を上程します。</p> <p>利用権設定、番号7167番から7178番までの12件について、事務局の説明を求めます。</p>
(中郷区) 野坂	<p>2頁、議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、番号7167番から7178番までの12件を説明します。</p> <p>利用権を設定する土地は、3年以内5件、3年超6年以内7件、田32筆、74,270㎡です。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
議長	<p>特に質問等がないようなので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ございませんか。</p>

	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
議長	<p><議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」></p> <p>議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定 1 件を上程します。</p> <p>権利の設定、番号 7111 番の 1 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(中郷区) 野坂	<p>5 頁、議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、番号 7111 番の 1 件を説明します。</p> <p>権利を設定する土地は、期間 10 年 11 か月、田 7 筆 16,272 ㎡です。</p> <p>この案件は、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地について、市長が機構に仮受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないようなので、採決に入ります。</p> <p>議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに異議ございませんか。</p>
	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに決定します。</p>
議長	<p><議案第 3 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」></p> <p>議案第 3 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、番号 1 番から 75 番までの 75 件を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>

<p>(中郷区) 野坂</p>	<p>7 頁、議案第 3 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、説明します。 「非農地判断」の説明は、先ほど「合併前上越市の案件」で説明があったとおりです。 中郷区管内は、7 頁から 10 頁まで、番号 1 番から 75 番までの 75 件の 31,398.52 m²を非農地として判断し、農地台帳から削除するものです。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないようなので、採決に入ります。 議案第 3 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、原案のとおり農地に該当しないものと決定することに異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。 議案第 3 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、原案のとおり農地に該当しないものと決定します。</p>
<p>議長</p>	<p>次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。</p>
<p>議長</p>	<p><報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」> 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7548 番から 7554 番までの 7 件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>(板倉区) 上原</p>	<p>1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7548 番から 7554 番までの 7 件の届出書を受理したので報告します。 受理した 7 件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、「他者へ貸付予定」3 件、「他者へ売却」2 件、「借受人に売却予定」1 件、「他者へ売却予定」1 件です。 関連議案は備考欄に記載のとおりです。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないようなので、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、7 件を承認します。</p>

議長	<p><議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定7件、所有権移転6件を上程します。</p> <p>はじめに、所有権移転、番号7673番から7678番の6件について、事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上原	<p>3頁、議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転、番号7673番から7678番までの6件を説明します。</p> <p>所有権を移転する土地は、6件、田21筆45,867㎡、畑1筆127㎡です。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>続きまして、利用権設定、番号7666番から7672番までの7件のうち、清水委員関連の番号7671番を除く6件について、事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上原	<p>4頁から6頁、利用権設定、番号7666番から7672番までの7件のうち、清水委員関連の番号7671番を除く6件について説明します。</p> <p>利用権を設定する土地は、3年以内1件、3年超6年以内3件、6年超10年以内2件、合計6件、田19筆12,900㎡です。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>続きまして、清水委員関連の番号7671番の1件について、事務局の説明を求めます。</p>
議長	<p>議案に関連いたします清水委員は退席をお願いいたします。</p> <p>(清水委員 退席)</p>
議長	<p>それでは事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区)	<p>6頁、清水委員関連の番号7671番の1件について説明します。</p>

上原	<p>利用権を設定する土地は、期間 10 年、田 2 筆 4,969 m²です。</p> <p>これまでは、J Aが間に入った円滑化事業で賃貸借権を設定していましたが、期間満了及び円滑化事業の終了に伴い、改めて賃貸借権を設定するものです。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないようなので、清水委員関連の番号 7671 番の 1 件を原案のとおり決定することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、清水委員の退席を解除します。</p> <p>(清水委員 復席)</p>
議長	<p>清水委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められましたので、お知らせしておきます。</p>
議長	<p>それでは、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p>
議長	<p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
議長	<p><議案第 2 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」></p> <p>議案第 2 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、番号 1 番から 3 番までの 3 件を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>

(板倉区) 上原	7 頁、議案第 2 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、説明いたします。
	「非農地判断」の説明は、先ほど「合併前上越市の案件」で説明があったとおりです。
	板倉区管内は、7 頁、番号 1 番から 3 番までの 3 件の 755 ㎡を非農地として判断し、農地台帳から削除するものです。
	以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
議長	特に質問等がないようなので、採決に入ります。
	議案第 2 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、原案のとおり農地に該当しないものと決定することに異議ございませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。
議長	議案第 2 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、原案のとおり農地に該当しないものと決定します。
議長	次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。
	<報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」>
議長	報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 8141 番から 8144 番の 4 件を報告いたします。事務局の説明を求めます。
議長	1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 8141 番から 8144 番の 4 件の届出書を受理したので報告いたします。
	受理した 4 件は、いずれも合意による解約であります。
	関連議案は備考欄に記載のとおりです。
	以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
議長	特に質問等がないようなので、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、4 件を承認します。

<p>議長</p>	<p><議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転2件を上程します。</p> <p>はじめに、所有権移転、番号8159番、上原委員関連の1件について事務局の説明を求めます。</p> <p>議案に関連いたします上原委員は退席をお願いいたします。</p> <p>(上原委員退席)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは事務局の説明を求めます。</p>
<p>(清里区) 近藤</p>	<p>3頁、上原委員関連の番号8159番の1件について説明します。</p> <p>所有権を移転する土地は、田1筆2,931㎡です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないようなので、上原委員関連の番号7671番の1件を原案のとおり決定することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、上原委員の退席を解除します。</p> <p>(上原委員 復席)</p>
<p>議長</p>	<p>上原委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められましたので、お知らせしておきます。</p>
<p>議長</p> <p>(清里区) 近藤</p>	<p>続きまして、所有権移転、番号8160番の1件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>3頁、利用権設定、番号8160番の1件について説明します。</p> <p>所有権を移転する土地は、田1筆2,783㎡です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しまし</p>

	<p>た。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問がありましたらお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、採決に入ります。</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定したいと思いますが、異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p>
議長	<p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定いたします。</p>
議長	<p><議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」></p> <p>議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定1件を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
(清里区) 近藤	<p>4頁、議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、番号8139番の1件を説明します。</p> <p>権利を設定する土地は、期間9年11か月、田2筆、197㎡です。</p> <p>この案件は、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地について、市長が機構に借り受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の第3項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないようなので、採決に入ります。</p> <p>議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>

議長	異議なしと認めます。
議長	議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに決定します。
議長	<p><議案第 3 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」></p> <p>議案第 3 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、番号 1 番から 499 番までの 499 件を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
(清里区) 近藤	<p>6 頁、議案第 3 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、説明いたします。</p> <p>「非農地判断」の説明は、先ほど「合併前上越市の案件」で説明があったとおりです。</p> <p>清里区管内は、6 頁から 27 頁まで、番号 1 番から 499 番までの 499 件の 122,902.19 ㎡を非農地として判断し、農地台帳から削除するものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
議長	<p>特に質問等がないようなので、採決に入ります。</p> <p>議案第 3 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、原案のとおり農地に該当しないものと決定することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 3 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、原案のとおり農地に該当しないものと決定します。</p>
議長	次に名立区駐在室管内の案件審議を行います。
議長	<p><報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」></p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 9505 番の 1 件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(名立区) 高橋	1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 9505 番の 1 件の届出書を受理したので、報告します。

	<p>受理した1件は、合意による解約であり、返還後の利用計画については、「他者へ貸付予定」です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないようなので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、1件を承認します。</p>
議長	<p><議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定7件を上程します。</p> <p>利用権設定、番号9538番から9544番までの7件について、事務局の説明を求めます。</p>
(名立区) 高橋	<p>2頁、議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、番号9538番から9544番までの7件を説明します。</p> <p>利用権を設定する土地は、3年以内6件、6年超10年以内1件、合計7件、田19筆、9589.83㎡です。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないようなので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
議長	<p><議案第2号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」></p> <p>議案第2号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、番号1番から1107</p>

	<p>番までの 1107 件を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
(名立区) 高橋	<p>5 頁、議案第 2 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、説明いたします。</p> <p>「非農地判断」の説明は、先ほど「合併前上越市の案件」で説明があったとおりです。</p> <p>名立区管内は、7 頁から 51 頁まで、番号 1 番から 1107 番までの 1,107 件の 294,557.81 m²を非農地として判断し、農地台帳から削除するものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないようなので、採決に入ります。</p> <p>議案第 2 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、原案のとおり農地に該当しないものと決定することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>議案第 2 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、原案のとおり農地に該当しないものと決定します。</p>
議長	<p>以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。</p>
議長	<p><その他></p> <p>その他に入ります。</p> <p>事務局から何かありませんか。</p>
(事務局長) 坂井	<p>(事務連絡)</p>
議長	<p>閉会に当たって上原職務代理から閉会のあいさつをお願いします。</p>
(職務代理) 上原委員	<p>(閉会のあいさつ)</p>
議長	<p>本日の農地部会を終了します。</p>